

歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧作成のための調査要領

1. 調査目的

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、国民・患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療を受けられる医療機関の情報を提供するため、「歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下単に「事務連絡」という。)に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握し、その医療機関の一覧を作成・公表する。

2. 調査対象施設

全ての歯科診療を行う医療機関とする。

3. 調査実施方法

(1) 医療機関から都道府県への提出

事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器による診療を実施する医療機関は、別紙1-2「歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」に必要事項を記入し、都道府県に提出する。

(2) 都道府県から厚生労働省への提出

都道府県は、事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器等による診療を実施する医療機関から提出された調査票を別紙1-3「歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧(都道府県集計用)」に取りまとめ、下記の期限までにメールにて提出すること。なお、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)において依頼した実施状況の報告と同時に取りまとめて報告して差し支えない。

これらの調査については、関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているので、調査の実施に当たっては、都道府県から管下の関係団体に団体会員分の調査結果のとりまとめを依頼するなど、適宜、管下の関係団体とも連携して行うこと。

4. 調査結果の提出

(1) 提出期限

令和2年5月8日(金)

調査結果の提出に際しては、「歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧(都道府県集計用)」を用いて取りまとめ、メールにて提出すること。

医療機関の一覧については、提出があったものから、上記の提出期限にかかわらず順次公表することとしているため、一定数の医療機関から調査票の提出があった段階で、上記の提出期限を待たずに提出しても差し支えない。

(2) 提出先・照会先

厚生労働省医政局医事課・歯科保健課

脇田、内田、堀、奥田

E-mail : enkaku@mhlw.go.jp

都道府県からの提出先です。医療機関は所在地の都道府県にご提出ください。

Tel : 03-5253-1111 (内線 2569、4124、4107、2618)

5 . 調査結果の更新

公表する医療機関の一覧については、上記提出期限後も順次更新することとしているので、調査票を提出していない医療機関であって、新たに事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器による診療を実施することとした医療機関は、上記の提出期限にかかわらず、調査票を都道府県に提出すること。

都道府県は、上記の提出期限後も、医療機関から提出のあった調査票を月毎にとりまとめ、原則、各月第2週の金曜日までに前月分を上記提出先に提出すること。ただし、厚生労働省に提出された医療機関は順次一覧に反映することとしているので、一定の数の医療機関から調査票の提出があった場合は、上記の提出期限を待たずに提出しても差し支えない。